

人九十年六月二七日(第廿四回)

1. 開議及散会時刻(自午前十時四十五分~至午後六時三十分)

2. 出席議員(次の通り)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一番	坪村春石	八番	知花正大	五番	天久益雄
二番	岸本利美	九番	米須清祐	六番	当山伸太郎
三番	伊佐真一	一〇番	坪本正重	七番	常次富宣信
四番	佐喜眞慎祐	一一番	花城清善	八番	稻嶺盛三
五番	中山勝豊	一二番	中里幸助	九番	遠里敏行
六番	安里良朝	一三番	松本利宣	一〇番	桃原正貴
七番	坪間健一郎	一四番	山本朝徳		

3. 不出席議員(本レ

4. 市町村自治法第十九條の規程による会議事件説明の次に出席して有り  
次の通り)

村長 坪村春勝 財政課長 当山全壽  
助役 菊屋真徳 經済課長 澤田安一  
收入役 坪村春松 会計課長 萩江良徳

5. 本会議の書記(次の通り)不就任

書記長 松川正義 書記 黒座毅

6. 会議事日程(次の通り)

日程第一：議案第十九号 宮野湾村職員給与規則(附則3條例)一部を改訂する  
條例(八九人)

日程第二：議案第二三号 宮野湾村上水道給水条例一部を改訂する  
條例(八九人)

日程第三	陳情第十六号 潛天間水道部米須清龜川内陳情	大人
日程第四	陳情第十九号 宮野澤村遺族会への補助金交付方陳情	大人
日程第五	陳情第二十号 宮野澤村生活改善連合協議会への補助金交付方陳情	
日程第六	陳情第二十四号 戰災部落の基本施設の復旧に対する援助成方陳情	
日程第七	議案第二〇号 宮野澤村年教科田心使用料徵收條例の一部を改訂 する條例	大人
日程第八	陳情第一号 宮野澤村原用土地委員会への補助金交付方陳情	
日程第九	陳情第二号 宮野澤村婦人会への補助金交付方陳情	
日程第十	陳情第七号 宮野澤村体育協会への補助金交付方陳情	
日程第十一	陳情第十二号 宮野澤村青年会への補助金交付方陳情	
<b>C. 会議の顛末</b>		
議長	出席十九名(内議長一人)市町村自治法第53条の規定により 議会が成立致らずに心、唯会則開会致らず。	
日程に入ります。		
日程第一	議案第十九号 宮野澤村職員の給与に関する條例の一部 を改める條例	大人を議題と致します。
1.	須賀入江、總務委員会に付託され、審議を行つた後、去 る六月二七日付別紙の通り總務委員会川報告が行はれた。	
書記	大朗説せられました。	
2.	總務委員長の報告を大須賀が致しました。	
總務類長	本議会の決議は六月十一日の本議會にて、當委員会に付託され る六月十八日同月廿一日同月二二日迄三日間にわたり審査致して行 はれ別紙委員会報告書の通り付託されました。	
	○ 第二條(財長及び)を加えて之を二つは、自治法における3職員に該当する	

538

	解説としておうかがいをされましたが、實質は
	○今後の給与額が最高額と不況下における實際問題として下げるに 及んでおかれないと、又正長の職の問題や性格がほつかりておられる 事で條文の四号徴税に從事する職員の手当の実地問題に 条文條の條公表が出来たので、委員長の裁決と云う結果に至った。 内閣へは實質に感じられ思ひます。
議長	委員長の報告を終ります。
	本案に対する實質をお預り致します。
二番	ハク正長が常勤にあつたが、ハクハカタカタ正長の取扱について。
委員長	二回問題については外省の議会でも問題にありましたが、 当局を中心には内地の枝野君が話題となり、自治法で いう見合は取得しあつて、而所村長の取扱いはござりません。
二番	内地からの枝野君の話があつたが、これ當時頃から、全世界的に政 治化された又省の議会で陳情文が来て、今后善処すると云うこと であつたが、常勤にあつたことに關して具体的に説明しておられる 枝野君
議務課長	政府行政課において沖縄の地方自治法を諮詢した場合、現行 法では常勤取扱いは出来ないが、将来はその方向に持つて行くべき であるとの見解であつたと、
	過去の取扱いは給料等を支給しかねない、問題は勤務で あるが、今后の中を是れの方向で行なつた。
	又非常勤とかつては給料とかくら報酬とか上げるには出来 ない。
委員長	問題はかつては出来ない、委員会では、如何かおもて明文化さ れていたに沿ひ、我の意義があつて、從事のかたを規定すべきである

二番	退職金を個人だと云ふのが問題である。我々が改めてしたのは非常勤としてやつれ。今でも支給は非常勤とは取扱いべきであるが、委員会にて規定のないままにして、主任どう云う規則を書いて行く。
委員長	今ノ職員に比較して場合、特別職にてやれば可憐であると、従来同様の任命方法では問題があり、これを指掌にせりて、普通の職員採用と同様の権限は拒否权のあるものにて規定しておいた。時期に付けては土地測量等も完了し、行政区画の裏でやれど、
三番	修正意見に対する質問致します。多額の賃料を支給する給料引上げ方針が云々方が良いとあるが、
	① 当分改めて零付ふらう意味か。 ② 紙料は職員の能力に付けるべきか。 ③ 職位の重量に付けるか、
委員長	保留意見がまだ付かりたいが、それを理由に付けて、大年度予算に付けてある修正意見があつて、提案者にては充分ではないと思われる。他の問題は、予算案の場合は、委員会にては当然上げるべくであるが、予算額を上げ下げした場合に又改めて条例の裏で問題にあつた。
三番	委員長の報告がつづきが合れふる所である。最も大切な問題で最高額は付けても良いとの事であつたが、
委員長	最高額の枠内での後の場合、實際問題といは不可能であると、もし事務更員の場合最高額を下さなければ、採用の場合に適格者を求めるのが出来ない。昨年には、その額が出来た。
一六番	正長の場合 従来給与に付ける常勤である。レギュラーワーク勤務状態

	支局が非常勤取扱いの件は、非常勤やあればその措置が必ず 支局が委員会の場合は検討の件をか。
委員長	小川には職員同様であります。事務面にかけて問題があると 支長の身分で委員長が説明であります。特勤勤務にあつ た場合、常勤の場合、管理職の扱いが良いと思う。
委員長	行政医療の問題が早く解決しないまでは出来ない。現在においては 一切の出来ない。特勤権勤務の実力では二の次で区 長は受け止めるが出来ないことをふく。
一五番	支長が常勤の解釋をあります。支長が別個に職をもつた場合 どうかが、支長の身分はせうかの見ゆます。 支長の事務力量が限度があるから、すでに限度に至る支長は どうすか。職員の賃金の手当はあります。
委員長	二重給手を受けることはあるけれど、手当ではないと思う。
一六番	委員長が説明の特權勤務手当は降りべの仕事であります。当局の見解 はどうか。支長の身分は支長の手当はあります。
行 政 議 長	徴税のハセタ仕事の手当の心手当をみてやうといふ提案が、 支長の身分に付けて行政課自体、専門を持たれていて、下請を取 扱ふ業者から手当を受ける人が多い。條例の整理と、最高最底を見た 場合、一円のボイストレーニングの手当は、委員会の條例の最高額は経済 的手当が手当が、85ドルで、後二、三ヶ月は改めて手当がかかる。 可否同様の場合、現状維持の原則との関係はあります。
委員長	地元町村とも参考にならざりやうか。二ヶ月の手当は現状維持の実績 である。支長の手当は現状維持の実績である。全体會議の場成り当然であると思うが

議長	委員会の場合は四名以内とする。それに医者とおうべくせうかと思ひタレル心、現状維持の原則にて返すが如ふハガ、モリタ。
一五番	不審議員の出席を報告致します。
議務課長	條例の第三分部に乃伊の表示が残っております。併故に中野一請に改めておうづでか。
議務課長	現條例には乃伊の心地残下さい。
一六番	期末平当を二回に分けて支給する比どう出る利害があるが、從來つが不都合があつたか。
議務課長	從来の一回でありますから、並木法に基いて在職の90日外90日以内の内30日を毎月分を支給する。
議長	大体質問を終了する心地ありますので質疑を打切ります。本題は異議なしと口半が看取り
議長	御異議が無い事と認め質疑を打切ります。
"	本款に対する討論を願ひます。
"	暫休憩致します(午後七時一刻)
"	再開致します(午後七時一刻)
"	討論の段階であります。
一七番	委員会案に賛成であります。但し、問題の発生、委員会の意見問題の長の身分關係があつたが、ほり到りでせよと云うことは問題的だ早いと、今月予算と関連しての條例が、特種手当、等あつたが、一日最高でありますから、受けとめなければいけない。予算を通じて出る事ふとい、條例が勤務日数、職員給料額についてのことを規定すべきであります。委員会の意見通りに賛成

八 番	不賛成であります。 公算の部分が経済的公費動、公文の整備運用にあつては、経 済的公費等當であります。85ドル心より、84年の本所と思ひます。
九 番	報告書、85ドルに深め公費が長い。 年度の予算は60%が人件費で、中止止められ中止出来ないの旨記 載ある。又第13條口方21條不自由適用出来ない旨にあります る。専門会員は正規には適用つかない職員に当たると云うが専門 家が如何不倫快工を見たのが徵税更員の後目であります。
十 番	委員会の少数意見に賛成であります。本案に不賛成であります。
八 番	私に心より85ドル心より思ひます。本案に賛成であります 自治法の精神に基いて、我が村が進展していくかと、第1條 碑にて末端行政を強化する。これについては給手を上げる 事は出来ない。又住民の負担をいかにすれば軽くするかを もう少しも問題にあります。 最高100ドルに上げて云々。片上げると云うことはよく かね様があつて後日がほんまでは云ひかく思ふ。 様を萼に上げて云々。直に予算上圓300云うことはある まい心不案に賛成であります。
議長	討論を打切り良くいかぬが、本件は本件で止むを得ず本件 裏議がレバ口評が看の出でいから本件で止むを得ず本件 " 裏議が本件で止むを得ず本件で止むを得ず本件 " 本件で止むを得ず本件で止むを得ず本件で止むを得ず本件 " 委員会の原案に賛成の方举手を頼んでます。本件で止むを得ず本件 本件で止むを得ず本件で止むを得ず本件で止むを得ず本件

	津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を委員会の 原案通りに可決と審議せず
議長	議事第2回議事録の「官津津村上水直給と條例の一部を改めた 條例について議題に致しました」
	質疑に入3点に経済委員会に付託され審議を行なつた結果 反が去る六月二七日付別紙の通り経済委員会より報告が井川孔氏 小山、書記より朗読せられました。議題に当たることあるか否か 経済委員長の御報告をか願ひ致しました。
経済委員長	本集に付した件は六月一八日審査致しました別紙委員会報告書 通りであります。
	水道公社の運営に基く一部改めてマニ地域なり特許契約が 結ばれたので本議事録改めてべきであるとの内容にかゝり質 題の段階にて答へ致しました。
議長	本集に対する質疑を願ひます。
一 番	補足説明又は地区以外の所でかかるか付し流します。
二 番	永久的にならぬが用ひ得る事生じればいつまでも
三 番	三十年の時限的と條例の通りに満期に際しては水道公 社水道料金は加て、議員間でも話しがあつたが水道公社と料金の 差の裏から生むものか、三十年後は條例の適用を受けるか
委員長	追加契約には時限が重ねつかない。
八 番	特許契約の裏で相手議員の人の消滅するときにあつたが、契 約は何の意のおりとありますか。片の額がも歩けた場合ビ うふるが
助	役員額は別に手仕事はない。唯銀行の手を要するといふ出來事など

議長	暫休憩致します(午後七時四十分)
"	角角致ります(午後七時四十分)
村長	特種取扱いは三ヶ月間しかいい。どれだけの収入が入るか自分で決める心、次の契約で把握すればいい。
八木 善	一箇当り1,500ドル、15,000ガロンで3ドルを収めればいいと、若レ村の運営面に支障があらば合意の上にござり、(運営費が外的の要因で)行政料金の取扱いがいいと、カレも村が出来なければ、責任を持つべき認可をまとめていたから問題はないと思ふ。
助役	行政料金の取扱いがいいと、カレも村が出来なければ、責任を持つべき認可をまとめていたから問題はないと思ふ。
議長	暫休憩致します(午後七時五十分)
"	角角致ります(午後七時五十分)
"	大体質問も終り、本件はあくまでも實績を打切りに良いから、要議事項が済んでから、(運営費が外的の要因で)運営費の問題が済んでから、(運営費が外的の要因で)運営費の問題が済んでから、
"	御要議があらわし實績を打切ります。
八木 善	不自然論、原意のまま
"	本議事項特種地域に適用する云から改めておられます。どうしてか、この條例があつて中日合併が出来ないから、原案に賛成ですか?
"	日本、朝鮮の在韓州(方)
議長	他に要件御意見有りませんか?
"	本件が切らすまじく表決に移ります。
"	本件の御要議ありませぬか?
"	要議事項が何が(尾負)
"	御要議があらわし議事項三号實業課水上水道給水條例の一部を改めて3條例を原案通り可決を送致します。
議長	暫休憩致します(午後一時)

195

議長	角開設以来（昭和二年九月）
副議長	議長に要る私の議事進行に対する敬意です。
"	の議員の法院へ（延滞）
"	日程第三 陳情書大号 普天間水道部経営者米須清龍より
"	陳情事件と議題へ致ります。
"	本件に入り前より、経済委員会に付託され審議が予頃よりありましたが、去る六月二十七日附より、巡回経済委員会報告がござります。書記官朗読せられます。
"	経済委員会報告が予頃よりあります。
経済委員会	奉承いたしました六月七日の委員会議において、当委員会に付託され六月三日明けの日付で期間以内に審査致しましたとて、別紙委員会報告書の通りあります。
"	出来れたる水中の地域に対する水の給水を止めることは出来ないとの見解があつました。又需要者の獲取もしづら、運送においては水質が悪かつたが、現在に至り未だ良くなつておらず、本陳情が付された所例と改めて付けて不可能であります。陳情者はも、心中をわしにす意志を苏らせ世人にしなづかれて不擇舉にしたく内容については、質疑に応じぬと思つております。
副議長	経済委員会報告が予頃よりあります。
"	本件に対する質疑が予頃よりあります。
八 番	不擇舉の理由は、地域の特徴の裏で内部の需水の少なさから、かゝる原因である。又、水質が悪かつたが、前記の如きが、個人の立場からして、(付添人)

委員長	多くの方々がおられるが、審査の結果一概にレギュレーション。現在第一期第二期の実施中にあります。被災者希望者の意見と云う二点であります。
一、委員	現在本須代が受けたのは、438件であります。うち内件数が木川中止んでいます。 又水質浄水も現在日本では、他刊発の話であります。
委員長	受付中止あります。方々が大部分が申込んで居ると思う 料金はかかるけれども、料金500円以下の話であります。
二、委員	付帯意見であります。曾天間は、御船の協力であります。援助が受けられるが、又村の方法では具体的な方法がありません。
委員長	援助の件について、當時水に困っている場合、希望者が集まれば が、多く出戻すが、他に2名は出来ないから4人で、米須さんが受け て貰うとして復元から受けたが、個人にて貰ふといふ人が 結構多いが、各首領の代表の手にかかる場合は、4人位の 援助が受けられます。 又3方法であります。現在水道に入れる所が4つあります。後以降は 水の所で3つあるので可能だと思います。
一、委員	水質浄水、料金を支払わなければ、現在の使用者が米須 さんの方で使用すると思うが、あるいは木川陳情するにはどう かと思う。又438名の意見はどうか。
委員長	申します通り、二つは種類の水質浄水、料金の事の 大体の事情で、一切信頼、義理的かいかで考へます。 意見は頂けません。
二、委員	援助の件について、曾天間は、當時車が運行不能であります。

八 番	相手方の損失の算定について地域を設立に付解消するにあつては 3が、村が相手に訴えたる損害の程度はどうが。
委員 長	特に復元の用意を以てあるが、後付個人の者が残しておらずと 考へられない。
八 番	「色々な方が次々と来て見学したが、賃料がかかるが、 地域の設立等は序文からか、事業税等の面から考慮出来 ないが、山林に付ける調査工事など。
委員 長	賃料の算定に付けて参考資料には添付してある。 税の算定に付けて陳情内容が別れあつたので調査はない。
八 番	陳情書に(私はも相談)以て提出又犠牲の算出あるが、
委員 長	山林の算出前に(私)も相談したが、 当初は自らの懇意と村の合意で直結する事へであつたが、木材 からの資材等の検査がふくめて山林本川と云つたら、 これは認められず林が高価化した。
副議長	暫休總致(平成二年一月)
八 番	前項致(平成二年一月)
委員 長	米須代の総資本の位が、 <del>一億</del> 一億円どりか、委員会で調査 するが、
八 番	詳しいことはおひが、10万ドルを起す。大額資金に付けて 予め代入の報告するほどうかと思つます。
副議長	大額貸出を終つて林へすが、貸款を打切つて貰つた 奥議がれい口年が者の出川、
"	御要請がわいの貸款を打切つて貰つた
"	本業に対する討論の頃頃です。

八二 番	委員会裏面「不採択するに賛成いかが」と書く。希望によりますにすれば、終結地域の変更や條例の改訂が必要であります。又相談とは、村対個人で別々あるべく、本件が相談されるべきかと思う。犠牲の葉に加わる。現在にかけても工事業はござりますが、技術面にかゝらず、人が出来るとか、であります。
八三 番	御裏見がなければ、討論を打切りたいと思う。
副議長	御裏見がなければ、討論を打切りたいと思う。
八四 番	御裏見がなければ、討論を打切り、表決に移す。
八五 番	唯八二番判、委員会裏面「不採択にしたが」の御意見がおり、御裏見が御裏見がりであります。
八六 番	御裏見がなければ、討論を打切りたいと思う。
八七 番	御裏見がなければ、陳情第十六号署名間水道新米須清尾等の陳情に付ける不採択するに可決を致します。
八八 番	日程第十四 陳情第十九号道野津湾村遭難会への補助交付の陳情に付ける議題と致します。
八九 番	八〇番議員出席す。
九〇 番	議案の交付致します。
議長	質疑に入ります。本年度賤政委員会付託以上、審査され頼んでおりましたが、去る二月二七日付別紙の通り賤政委員会付託報告が期日を以て書記官に朗読せられました。
賤政委員長	本年度二月二七日付別紙の通り賤政委員会付託以上、当委員会に付託され二月二八日付別紙の通り審査の結果別紙報告書が期日を以て期日を以て書記官に朗読せられました。

	団体の性格から検討し、これは適當か否かと認め、額も面を二つ 位が通常手筋として何で打出してある。詳しい内容を表に付けてお く實施の段階にかかるべき点を察して思ひます。
議長	事業に対する實施をお願い致します。總括的質問の事項を 一七番 番号のへり方あります。總予算額の80%以上あるが、年次予算額は どうなつたが、又事業とどう云う事業が成るのです。
委員長	資料は持合せられないであります。約80%近くであります。 原則として事業を通じて補助をすべきであるが、この団体は 支拂の推進団体であります。会費徵收の面におけるも現在は 婦人部を通じて徵收している。
一八番	婦人部は、婦人の活動について。
委員長	婦人部は未だ人であります。活動の裏には別に事業を通じた活 動ではありません。支拂事務の推進を計るために連絡機関、末端組 織である協議所等の活動等の3つが主な事務です。
一九番	戦争の人材、16年にちがうが、二中も助成すべきではありますか? 今後どの見通し等を検討されたか。
	又遺族給付金を支給するには種々の問題があります。
委員長	未だ未解消でありますが、何時ライヒに検討しておる。 總括詳述 現在人員が1500人(軍人軍属含) 戰争参加者2,100人 予想10,000人 位で、遺族11,000人が70%位であります。民連は戦没者慰問会 議員の御口説的に難山より又は近親者がおりカウントする。
二〇番	補助申請の問題が問題で取扱いがいい。小中戦争行施策依 托の補助申請の方、又生活費417万3千円を英検討中です。
委員長	生活費算出の問題、補助申請は17人階級で申請が出来ないであります。

	事務の推進をさせたりには、如何に程度度あじきりで云々を含むが、事務物が如何に被扱ひ又被扱ひが、難い問題に如何に遺族会が当たる。
一五 番	会員の微様に加入 権限等もあれば 会員口添へりと思ひが、 靖國参拜への補助は加入
然林課長	遺族会、村に重複のない、申請手続にて又はベラではあるが、会長 の話によると、愛丁の感覚が良いと、額の問題で日本政府はいたる所、
議長	唯余差別四時心ありす。時間正長以審議しゆべく思ひます 審議かしき口が有り、期日等の問題で、日本政府はいたる所、
議長	御要議が如何の心 時間正長以審議すと致します
一六 番	補助以ての林木新規が如きが、 又は慰霊祭費に加入 村主慰霊祭献花代とは、江戸の復興戦 争社人及遺族慰霊祭費に加入は、終身会進会等又はベラ化恩訪
委員長	新規に加入は私的請け申しがね、二つ團体は事業團体ではなく ハセ推進團體が方法、権利は区分して思ひます。
一七 番	婦人活動部に加入は、当然村の性別と性別の問題は本らが、 ハセの團體の性格が事業の團體ではない心、多少程度は慰め 及ぼすが如何の特權の團體であるかの見解を示します。
一八 番	補足説明を致します。御要請の件は、御要請の件は、御要請の件は、 ハセ番士人の莫大の職業本位をメカナ化すと、
議長	大体質問を終り称心ありまが、質疑を打切ります。 審議かしき口が有る者あり、如何に就するかは、御要請の件は、
議長	御要議が如何の心 質疑を打切ります。 新規に加入頼み致しま事は、日本政府はいたる所、
一九 番	採用すと致します。質成であります。御要請の件は、

16

理由：事業団体小办し、特にタマシイカシガヒタシと確実な答は 山本ひが、村に大不経済的面に少々結果が好い。	
件付後は渡日しません村役長を成績を得てから	
又作時の人補助オベニガヒカツタガ、作時オベニ去ラニタ人 メラベラセラヒ、職業補助の話シカタガ出来で打表ヒ思 ルガ、林が事業ハタタケば良ハガ補助が大きハカ3.以上カ 解ヒ125ドウ、答是モ等當心カシテ恩ハキナリ	
<b>議長</b> 諸君懇致ハキ（午後四時二十分）	
「再開致ハキ（午後四時二十分）」	
他の御意見がお付申ば、討論を打切りおこなう所が 審議会レヒ平成元年九月九日	
御審議がちハ討論を打切り未深に移り日本 唯序の審判 摂取レヒハシル御意見が力口至れども、御審議が ハカ（審議会レヒ平成元年九月九日）	
御審議がちハ全会一致で採決等九号 村農業会補助金 支給の陳情に加セテ、採決等ハシル御意見が力口至れども、御審議が ハカ（審議会レヒ平成元年九月九日）	
日程第一種情第一号 富野澤村生活改善連合協議会が行神助 金交付前陳情ハハカ議題に致ハシ。	
「質疑に入リ乍ら、本案件は、經濟委員会に付託の上、審議、別願ハシ ル折川市ヒタカ、六月二七日付別紙委員会報告書の折川署名ハ 審議会レヒ朗読セム可ト」	
「經濟委員長」報告文承可ト	
<b>経済委員長</b> 本集会ハハカ六月二七日の本会議にてハ、当委員会に付託中、六月 二七日委員会開催以審査の結果別紙委員会報告書ハ通ハセバ	

62

	○婦人会活動と、ブルー活動との問題いかでかが、とにかく婦人会の中にブルーを持つべきだが、獨立して成果を上げるに云う例もあり。
	△の理由によると、採択すべきであるとの見解が有ります。
	尚詳しいことは、省略の質疑に応じて、思ひます。
議長 一 番	貸題討論着略並し、表決に付せられ。
	議論なしと云ふ有り。
議長	御東議がなされ、貸題、討論、省略し表決に付せられ。
"	陳情第9号を採択すと云ふ御東議がな。
	議論なしと云ふ有り。
"	御東議が本ハル心、陳情第9号、首野湾村生活改善連合協議会分りの補助金交付陳情に付しを含め、統一して採択すべきに付せらる。
"	日程第4号、陳情第一回戦災部落の基本施設の復旧に対する助成金陳情に付し。
"	質疑に入り市に本業は經濟委員会に付託され、審査を仰頼の上、付託されたが、六月二七日付別紙委員会報告書が有川ヨリ付託記入朗読せられ。
"	総務委員長の報告を仰頼致します。
經濟委員長	本業ハハル六月二二日の本會議に於て、当委員会に付託江小六月二三日委員会開催の審査の結果付別紙委員会報告書の趣旨を朗読し、内容に關するは、貸題に付答を致します。
議長	質疑に入ります。
議長 一 番	村口洋振米新畠が有り、月中にハ戦災部落の申請が本庄町の不法行為が有るか、陳情したか。

603

委員長	又唯東條川左、神奈細谷地があるからその事か 流、中城、北中城、泉志川等の市町村も調査したが、戦災に蒙けてある 新設の特例は特別な措置がおこなわれる。
	二八 陳情の内容はどうである
	神奈細谷地が約21,000haで収入が村に入り、未だ戦災新設に特別な措置を置いてあるが、事業を申請しても認められず、陳情が出たのである。
八 番	二中は、特別に戦後の新設新設に設置されると云ふことで ある。神奈細谷地があるからこそあるが、配分権があるべき 他の市町村では特別にX12.3%云々が、具体的にどうあること かおこなうか。
委員長	浦瀬村の場合、雑支出で四割と。 鎌倉村の場合、道路費とか火種費等。
	播種工船か、所用は、尾村的に今迄からではあるが、青芝。
八 番	当面に対する、本村の復米面に付いて、申請に対する応答基本 施設がかかるが、未だおこなっていないが、既に云々
	特別な配慮があることを云々=云々=云々
議長	暫休憩(午後四時四十五分)
"	再開(午後四時五十分)
"	大休憩間隔(午後四時五十分)
"	本村に対する討論と、本村の政策等。
八 番	委員会の決定通り賛成である 戦災の手本の問題で、全社民が受けたことはあるが、社員 家庭新設のため、新設新設は生じ、道を請け、新設新設に編

入し、道路・排水の基本施設をいわけて出来未だの犠牲を要す。3と  
二重の被災である。現在在宅、考慮はしてから特別の考慮は  
押さねばならぬ。耕種分地に入り未だもつて何%かを考慮せ  
ば良い。委員会にても採択すべきかなどと結論が出てからま  
ずか。

- 八 番 反対意見であります。陳情の趣旨が分りかた、必要に応じて3と  
2とを思ひ切る。当所にはもれなくあれどもふくらむ。  
地市町村には特別報せをされ去るが、これが妥当である  
かどうか、審議會にては議論せられることあるべきである。  
②軍用地に接收工事が大掛かりな件があるが、特別法は大  
きな行政見地から見て、賛成出来ない。要求があつたのに受け  
取れない。
- ③接收工事の部落にかかる負担過重である。折衷的立場。  
不採択すべきである。

- 議長 討論を打切ります。
- 陳情第4年の表決に移ります。
- " 委員会を通じ採択すべきに賛成の方举手願います。
- 賛成の方約17名過半数であります。
- 個人陳情第4年の賛成部落の基本施設の復旧に対する助成方  
法案を採択するか否決を左致します。

- 議長 三番議員、御答に付し早退す。
- " ほんま第7議案第10号 寶塚市津村平敷料及川原用料徵收條例  
八一部改訂の條例に付して議題付す。
- " 本案に付して賛成意見にて採択がた。審査を了承願ひ以て可決す。

	大月二七日付別紙委員会報告があり承認せられ、書記を七月 一七日付別紙委員会報告が承認せられ、書記を七月
議長	財政委員長の報告をお願い致ります。本業に付いては大月一日の本会議に於ける当委員会の付託工事
財政委員長	大月一七日委員会を開催して審査致しましたが、別紙委員会報告書の通りであります。主な問題は、主に賃貸代書類が居付いたこと、又住民に対するサービス等が主に賃貸の主張であります。不必要不実を削除したと、
議長	本業に対する質疑を承認致します。
一七番	他市町村の状況を調査工事に付けて、並に説明願う。
委員長	資料ではなく、我々が知りたい範囲又当局が知りたい範囲に付けて審査した。
一七番	額の面に付けてどうか、不動産業者との取扱いが不
委員長	額に付けては下の折り3.4.
一五番	印鑑に関する説明は、登録の場合の手数料の取扱いと 云うこと。(日本銀行)。
八番	大年度予算の用意はございません。
委員長	改めて来週付であります。
議長	大体質問は終った様ですが、質疑を打切らせて貰います。 議論がござります。
議長	御質議が大いに質疑を打切り討論を願います。
一七番	原案に賛成いたします。本業に付ける点から問題に付かり今度改めて出され、登録料金は削除する。開発に付ける手数料で 云々の点はおいかげで話されましたが、一応かかるセメントに付けてあります。

	セビストリ開業から1人、又3ヶ月ヒビがあり、年才八歳、
	又賃借の西セントラル駅料付高のためかおひがく思がる事想にておひがく
議長	外にアリマセンかアリマ財論と打切り表決に移りますと見ゆが、
"	衆議会レバロアが看列
"	心在財論と打切り議案第20号、表決に移ります
"	唯片一審判不棄権成御意見がおひがいに御観議おひがいに
	人が、
	衆議会レバロアが(全員)
"	御観議かおひがいに全員一致化議案第20号、旨野澤村手数料
	及使用料徵收條例一部を改めて條例下章を通じて承認を
	致します。
"	暫休憩致します(午後五時二十分)
	再開致します(午後五時三十分)
"	日程第一陳情第1号、旨野澤村軍用土地委員会への補助金交付
	不陳情にハハセ議題を致します。
"	本業にハハセ賊政委員会に付託の上、着直すを願ひしてあります
	が、六月二七日付別紙の通り委員会報告が来ておひがますので
	著記され朗読せられます。
"	賊政委員長の報告を求めます。
賊政委員長	本業にハハセ六月一日の本会議にハハセ当委員会に付託され、六月二八日同月二二日間の内に着直致しました。別紙委員会報告書の通りおひがます。
	軍用土地委員会の手数料取扱い難扱運営等の問題、負担面等が
	被討し、取扱い件はハハセ村が吸收した方が良いと

607

	村に吸收された場合、員外保証の問題を出されだが、委員長は「員外保証でないものが長いのがいい」とした。詳しいところについては質疑に答へ致ります。
議長	報告を終ります。
"	質疑をお願い致ります。
一六番	施政方針の場合、いかで事務を存続して、それが長いのか車でありますか。
	委員長の答弁では「職員」員外保証でないものと云ふことは。
議長	暫休憩致します(午後正時四十分)
"	再開致します(午後正時四十分)
一〇番	職員が村に吸收された場合、委員会の解散にふさわしい
委員長	ものと残る。解散はしない
一〇番	現在の手数料の件に付けておこうか。又村が吸收する場合條例 の開墾はどおり(午後正時三十分)
委員長	手数料に付けて、どうが付けても村に吸收された場合に取扱い の心地が悪い。しかし中止別方法で委員会の問題だから。
	職員が付けて、現在改めてでも、欠員が居る心出來ぬ。
一九番	質疑を大体終った所でありますので折切りで済ませます。
	賛成と呼ぶのが判りません。
議長	質疑を折切りました。
	本議事録に記入するが承ります。
	御要請が内小で質疑を折切り新編に入ります。
一七番	委員会案に賛成致します。
	この件に付けて、別に何から検討をしないが、委員会の措置 選擇がむづかしく思つたが、委員会案不採択すらは賛成

6-8

議長	地に御要議がござるが、
	要議が如く呼ぶ全員
	又御要議が如くして、陳情第1号賃野湾村雇用土地委員会 の補助金交付件は、全く致し不採扱事は可深く謹申す。
議長	日程第1陳情第8号賃野湾村婦人会への補助金交付と陳情 小小な議題と致します。
"	本來は財政委員会に付託し上、審査を願ひおられましたが 六月二七日付財政委員会判別紙の通り報告書が送りかかれます (署記なし朗読せられました)
"	財政委員長の報告を求めてす。
財政委員長	本來に付けて六月七日の本会議に於けり。当委員会に付託され 六月二七日審査のため上りて、財政委員会報告書の通りおられ 過去に於ては積極的でなかったが現在に於ては積極的本活 動がなされおり、予算面を検討の場合は、地位の何れを計上 に打つても當分のところ心、採扱に本斐があります。
議長	本來に対する質疑と願意が有り、
"	生改開保の行う講習会を御開催に於て重視的と審査がなされた が具体的に説明願ひます。
委員長	婦人会を中心料理講習会をやめましたが、再びとも備品を持たれて が資本、資金等の某日本ハングト開川アリイ別に個人本ハニロホト。
議長	質疑を打切ります。それから
"	要議が如く呼ぶから
"	御要議が如くして、貸糸を打切りに致します。
"	新編の願意が

宜蘭地方法院前

議長	御意見がござるが、原来に御異議がござんすか。
	異議なし。呼ぶ者別
"	御異議がござらぬ。陳情第八号当新浜村婦人会の補助金交付方 陳情に付託する旨を承認致します。
議長	日程打切りの動議を提出致します。
	賛成の方呼ぶ者別
議長	動議が成立致しております。表決に付し候。付託する旨
"	唯内閣動議に賛成の方举手願ひます。举手した者は名少數に 付託する旨を承認致します。
"	日程第十陳情第七号当新浜村婦人会の補助金交付方陳情七 議題に致します。
"	本事は財政委員会に付託の上、審査をお願いしておられどり 六月二七日付委員会別刷紙の通り報告が来ておられます。書記を 以て朗読せられます。
"	財政委員長の報告をお願い致します。
議長	本事に付託六月二一日の本会議に於ける当委員会に付託となり。六月 二二日六月二二日間に於ける審査致しました。別刷紙を報告 書の通りお読み下さい。
議長	陳情の趣旨心あるが、本件に付託する場合是非可成べき。 現在までの様な負担が大き過ぎるが、体協の役員の努力により材 本化にあり、又負担金にしても、審査結果の実を役員の努力が何倍に 多くは收入が入るのではないかと、補助額におきまつは450ドルにお きまつらざるが、残り50ドルは審査結果をうかるべくして、尚詳レ シに付託する旨類の段階に付託いたします。

議長	質疑に入ります。
八木番	質疑、討論の省略したい。（賛成と呼ぶかのあ）
議長	質疑、討論省略します。御異議ありせん。
	異議なしと口が
・	御異議がないので質疑討論省略します。致します。
・	陳情書と表決に付します。
・	審議会を通じ採扱します。御異議ありせん。
	異議なしと口が（全員）
・	御異議がないので陳情第7号首野津村体育協会へ補助金交付陳情に付して審議会を通じ採扱します。致します。
・	日程第1陳情第7号首野津村青年会へ補助金交付陳情に付して審議題へ致します。
・	本来自賤政委員会に付託以上審査を依頼の上あります。が六月七日付別紙を通じ報告書が来ます。その書記を朗読せしめます。
・	賤政委員長の報告を求めてます。
賤政委員長	本件は六月六日本辰議において当委員会に付託され六月二十一日付二回目審査結果別紙委員会報告書が通じてあります。本件は本件に付託された結果意見が出来ました。意見に付託された意見が結構ですが補助に付されることはあります。現状に付託された意見が結構あります。現在に付託された意見が結構あります。御意見が全額認められました。詳しいところは質疑に付答します。

三

議長	質疑に入ります。
"	質疑打切りの声があつたが、(賀茂、阿部重之助)
"	更議がレヒロ平が省あつた際は質疑打切りの方
"	御更議があつた後質疑打切れます。
"	討論で頗るいまと賀茂、阿部重之助に移ります。
"	討論省略の声があつますが
"	更議がレヒロ平が省あつた後質疑打切りの方
"	御更議があつた後討論を打切り表現に移ります。
"	本題に対し、委員会審査採扱すと同時に御更議あつたが 更議がレヒロ平が(全員)
"	御更議があつた後陳情第一号(豊野澤村青年公)へ補助 金交付方陳情につきを全会一致で委員会審査採扱すことに 決意致します。
"	紹介陳情案件は全部終了致しましたので本日の日程は 既に終了終了となり以致します。
"	尚明日は午前十時開会、午前中は議事の処理と、 会期が終り日が残つておつたが予算を成立させることは出来ない どうか出来ないときは暫定予算の措置が出来ますので 御検討願います。又追加議案がありまれば二回目、二九日予算 成立後に上程するに致します。
"	散会(午後大時半頃)

会議録文書室